

区営住宅特定駐車場に関する事務等取扱要綱

平成 20 年 10 月 28 日

区 長 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、駐車場が設置されていない区営住宅において、身体障がい者及び知的障がい者（以下「身体障がい者等」という。）が日常生活を営むうえでやむを得ず自動車を必要とする場合に、昭和 48 年 1 月 26 日住総発第 14 号建設省住宅局長通達「身体障害者の入居に係る公営住宅の管理について」並びに東京都板橋区公有財産規則（昭和 39 年板橋区規則第 21 号）第 24 条の 2 第 7 号及び第 26 条第 2 項ただし書きの規定に基づき行う、区営住宅の敷地の一部を駐車場の用に供する措置（以下「特定駐車場」という。）に係る事務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年板橋区条例第 40 号）をいう。
- (2) 規則 東京都板橋区営住宅条例施行規則（平成 10 年板橋区規則第 34 号）をいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 2 条第 2 項に規定する二輪車を除く自動車をいう。
- (4) 駐車場 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条第 3 号に規定する保管場所をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(利用の対象)

第 3 条 特定駐車場を利用することができる者は、次のいずれかに該当する身体障がい者等が入居している区営住宅の使用者（以下「利用対象者」という。）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障がい名、障がいの等級並びに障がいの程度が、次のいずれかに該当する歩行困難なもの。ただし、複数の障がいがあり、身体障害者手帳の障害名欄に次のいずれかの障がいが含まれている場合は、個別の障がいの等級ではなく身体障害者等級欄の等級とする。

ア 視覚障害	1 級又は 2 級
イ 平衡機能障害	1 級から 3 級まで
ウ 肢体不自由	
(ア) 下肢機能障害	1 級から 4 級まで
(イ) 体幹機能障害	1 級から 3 級まで
(ウ) 移動機能障害	1 級から 4 級まで
エ 内部機能障害	
(ア) 心臓機能障害	1 級から 3 級まで
(イ) じん臓機能障害	1 級から 3 級まで
(ウ) 呼吸器機能障害	1 級から 3 級まで
(エ) ぼうこう又は直腸機能障害	1 級から 3 級まで
(オ) 小腸機能障害	1 級から 3 級まで
(カ) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級まで

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項及び第 2 項に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が、前号アからエまでの障がいの程度と同程度の状態である歩行困難なもの。

(3) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和 42 年民生局・42 民児精発第 58 号)に基づく愛の手帳の交付を受けている者で、その総合判定が 1 度又は 2 度である看護者の付添いを必要とするもの。

(許可の申請)

第 4 条 利用対象者は、特定駐車場を利用しようとするときは、区営住宅特定駐車場利用許可申請書（[別記第 1 号様式](#)）を区長に提出し、その許可を得なければならない。

2 利用対象者は、前項の規定に基づき区営住宅特定駐車場利用許可申請書を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 特定駐車場とする部分及び近隣住棟の配置並びに方位及び号棟番号を表示した図面

(2) 次のいずれかの書類又は身体障がい者等が前条各号のいずれかに該当することを証する書類

ア 身体障害者手帳の写し

イ 戦傷病者手帳の写し

ウ 愛の手帳の写し

(3) 自動車検査証、自動車の売買契約書の写し、その他自動車の所有者であることを証する書類

(4) 自動車運転免許証の写し

- (5) 身体障がい者等以外の同居者が運転する場合は、通院、通勤、通学、通所等の証明書、その他自動車の使用を必要とすることを証する書類
- (6) 利用対象者の住所・氏名を記入し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒

(許可の基準)

第5条 区長は、前条の規定に基づく区営住宅特定駐車場利用許可申請書の提出があった場合において、次のいずれにも該当するときは、特定駐車場の利用を許可することができるものとする。

- (1) 申請に係る区営住宅に、申請後1年以内に駐車場設置の予定がないこと。
 - (2) 身体障がい者等又はその同居者（期限付同居者を除く。）が自動車の所有者及び運転者であること。ただし、同一人であることを要しない。
 - (3) 身体障がい者等が、第3条第1号ウ（ア）又は（ウ）（ただし、いずれも4級に限る。）に該当するときは、当該身体障がい者等が運転者であること。
 - (4) 申請に係る区営住宅の敷地内の空き地（通路等の共同施設を除く。）が、駐車場の用に供するために足りる面積を有し、原則として、幅員4メートル以上の通路に接すること。
 - (5) 申請に係る自動車が、板橋区営住宅駐車場の管理に関する要綱（平成17年3月23日区長決定。以下「駐車場要綱」という。）第3条に該当する乗用の自動車で、特定駐車場の利用及び他の入居者による共同施設の利用に支障がないものであること。
 - (6) 原則として、特定駐車場（既存の特定駐車場及び車椅子使用者世帯向住宅の付帯設備である特定駐車場を除く。）を設置する区営住宅の自治会等の代表者の同意があること。
 - (7) 特定駐車場を設置するために、工作物の撤去又は移設を必要としないこと。ただし、軽微な工事のみを必要とする場合、その他区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
 - (8) 住宅使用料等を滞納していないこと。
 - (9) 収入超過者又は高額所得者として認定されていないこと。
 - (10) 区営住宅の使用許可を取り消され、又は明渡請求訴訟を提起されていないこと。
 - (11) 条例、規則及びこれに基づく区長の指示に違反をしていないこと。
- 2 特定駐車場の利用の許可は、原則として、1世帯につき1区画限りとする。

(許可書等の交付)

第6条 区長は、前条の規定により特定駐車場の利用を許可する場合は、申請者に対し、区営住宅特定駐車場利用許可書（[別記第2号様式](#)）及び区営住宅特定駐車場利用許可シール（[別記第3号様式](#)）を交付するものとする。

(利用期間等)

第7条 特定駐車場の利用期間は、3年を超えない範囲内において、区長が定める。

- 2 特定駐車場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、前項の期間が満了するときまでに当該駐車場を区長に明け渡さなければならない。
- 3 利用者は、特定駐車場の利用の許可を受けた翌年度から、毎年度末の3月に区営住宅特定駐車場利用現況届（[別記第4号様式](#)）を区長に提出しなければならない。

(利用料)

第8条 区長は、特定駐車場の利用に係る行政財産使用料（以下「特定駐車場利用料」という。）を、東京都板橋区行政財産使用料条例（昭和39年板橋区条例第30号）第5条第3号の規定に基づき、免除する。

- 2 区長は、特定駐車場利用料を免除することについて、区営住宅特定駐車場利用許可書により利用者に通知するものとする。

(利用条件等)

第9条 利用者は、特定駐車場を利用するときは、次に掲げる利用条件を遵守しなければならない。

- (1) 特定駐車場として許可した場所以外の場所に駐車しないこと。
 - (2) 特定駐車場を、第1条に規定する特定駐車場の目的以外に利用しないこと。
 - (3) 特定駐車場又はその利用の権利を利用者以外の者に貸与し、又は譲渡しないこと。
 - (4) 特定駐車場の利用の許可に係る自動車の車内ルームミラーの裏側に、車外前方から確認できるように区営住宅特定駐車場利用許可シールを貼付すること。
 - (5) 条例、規則及びこれに基づく区長の指示等に従うこと。
- 2 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、区営住宅特定駐車場利用許可申請書を提出し、区長の許可を得なければならない。
 - (1) 第7条第1項に規定する利用期限の満了、自動車の買替え等により、継続して特定駐車場の利用を希望する場合
 - (2) 現に利用している区画の変更を希望する場合

(返還)

第10条 利用者は、特定駐車場を利用する必要がなくなったときは、速やかにこれを返還しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により特定駐車場を返還するときは、区営住宅特定駐車場返還届（[別記第5号様式](#)）

を区長に提出しなければならない。

（利用の許可の取消し）

第11条 区長は、次のいずれかに該当するときは、特定駐車場の利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 特定駐車場を設置した区営住宅に駐車場が設置されたとき。
- (2) 利用者が区営住宅を返還したとき。
- (3) 自動車を必要とする身体障がい者等が、転出又は死亡したとき。
- (4) 第9条に規定する利用条件等に違反したとき。
- (5) 他の入居者又は近隣住民の迷惑となる行為があったとき。
- (6) 工作物の設置、共同施設の損傷、その他区営住宅の管理上支障となる行為があったとき。
- (7) 条例、規則及びこれに基づく区長の指示等に従わないとき。

（準用）

第12条 特定駐車場の管理については、この要綱に定めるもののほか、条例、規則、駐車場要綱及び板橋区営住宅駐車場管理事務等取扱要領（平成17年2月23日区民文化部長決定）の規定を準用するものとする。この場合において、これらの規定中「駐車場」とあるのは、「特定駐車場」と読み替えるものとする。

（事務の委託）

第13条 区長は、区営住宅に設置した特定駐車場の維持管理業務に関する事務等を、区営住宅等指定管理者に委託することができるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、東京都板橋区営西台三丁目アパートに相当する東京都営住宅に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）等の規定によりなされた処分、その他の行為は、東京都板橋区営西台三丁目アパートに関し、この要綱による相当規定によりなされたものとみなす。

（利用条件等）

- 1 利用者は、特定駐車場を利用するときは、次に掲げる利用条件を遵守しなければならない。
 - 特定駐車場として許可した場所以外の場所に駐車しないこと。
 - 特定駐車場を、特定駐車場の設置の目的以外に利用しないこと。
 - 特定駐車場又はその利用の権利を利用者以外の者に貸与し、又は譲渡しないこと。
 - 特定駐車場の利用の許可に係る自動車の車内ルームミラーの裏側に、車外前方から確認できるように区営住宅特定駐車場利用許可シール（第3号様式）を貼付すること。
 - 特定駐車場の利用の許可を受けた翌年度から、毎年度末の3月に区営住宅特定駐車場利用現況届（第4号様式）を区長に提出すること。
 - 条例、規則及びこれに基づく区長の指示等に従うこと。
- 2 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、区営住宅特定駐車場利用許可申請書を提出し、区長の許可を得なければならない。
 - 利用期限の満了、自動車の買替え等により、継続して特定駐車場の利用を希望する場合
 - 現に利用している区画の変更を希望する場合

（返還）

- 1 利用者は、特定駐車場を利用する必要がなくなったときは、速やかにこれを返還しなければならない。
- 2 利用者は、特定駐車場を返還するときは、区営住宅特定駐車場返還届（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（利用の許可の取消し）

区長は、次のいずれかに該当するときは、特定駐車場の利用の許可を取り消すことができるものとする。

- 1 特定駐車場を設置した区営住宅に駐車場が設置されたとき
- 2 利用者が区営住宅を返還したとき
- 3 自動車を必要とする身体障がい者等が、転出又は死亡したとき
- 4 上記した利用条件等に違反したとき。
- 5 他の入居者又は近隣住民の迷惑となる行為があったとき
- 6 工作物の設置、共同施設の損傷、その他区営住宅の管理上支障となる行為があったとき
- 7 条例、規則及びこれに基づく区長の指示等に従わないとき

（添付書類等）

- 1 新規・継続の申請の場合
 - 特定駐車場とする部分及び近隣住棟の配置並びに方位及び号棟番号を表示した図面
 - 次のいずれかの書類又は身体障がい者等が前条各号のいずれかに該当することを証する書類
 - ア 身体障害者手帳の写し
 - イ 戦傷病者手帳の写し
 - ウ 愛の手帳の写し
 - 自動車検査証、自動車の売買契約書の写し、その他自動車の所有者であることを証する書類
 - 自動車運転免許証の写し
 - 身体障がい者等以外の同居者が運転する場合は、通院、通勤、通学、通所等の証明書、その他自動車の使用を必要とすることを証する書類
 - 区営住宅使用者の住所・氏名を記入し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒
- 2 区画変更の申請の場合
 - 現在許可を受けている特定駐車場の位置と変更を希望する部分、近隣住棟の配置並びに方位及び号棟番号を表示した図面
 - 上記1の ~ に定める書類等

第 号
年 月 日

区営住宅特定駐車場利用許可書

様

東京都板橋区長

印

下記のとおり、区営住宅特定駐車場の利用を許可します。

記

特定駐車場として 利用を許可する場所				
自動車の所有者名		自動車の使用者名		
身体障がい者等の氏名		障がい等級・程度等		
自動車の種別等	自動車の種別		用途の種別	
	車名		型式	
	自動車登録番号			
自動車の寸法	車長	cm ・ 車幅	cm ・ 車高	cm
利用許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
利 用 料				
許 可 す る 条 件				

特定駐車場利用許可の条件

- 1 利用者は、特定駐車場を利用するときは、次に掲げる利用条件を遵守しなければならない。

特定駐車場として許可した場所以外の場所に駐車しないこと。

特定駐車場を、特定駐車場の設置の目的以外に利用しないこと。

特定駐車場又はその利用の権利を利用者以外の者に貸与し、又は譲渡しないこと。

特定駐車場の利用の許可に係る自動車の車内ルームミラーの裏側に、車外前方から確認できるように区営住宅特定駐車場利用許可シール（第3号様式）を貼付すること。

特定駐車場の利用の許可を受けた翌年度から、毎年度末の3月に区営住宅特定駐車場利用現況届（第4号様式）を区長に提出すること。

条例、規則及びこれに基づく区長の指示等に従うこと。

- 2 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、区営住宅特定駐車場利用許可申請書を提出し、区長の許可を得なければならない。

利用期限の満了、自動車の買替え等により、継続して特定駐車場の利用を希望する場合

現に利用している区画の変更を希望する場合

- 3 利用者は、特定駐車場を利用する必要がなくなったときは、速やかにこれを返還しなければならない。

- 4 利用者は、特定駐車場を返還するときは、区営住宅特定駐車場返還届（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

- 5 区長は、次のいずれかに該当するときは、特定駐車場の利用の許可を取り消すことができるものとする。

特定駐車場を設置した区営住宅に駐車場が設置されたとき

利用者が区営住宅を返還したとき

自動車を必要とする身体障がい者等が、転出又は死亡したとき

上記1～3に違反したとき。

他の入居者又は近隣住民の迷惑となる行為があったとき

工作物の設置、共同施設の損傷、その他区営住宅の管理上支障となる行為があったとき

条例、規則及びこれに基づく区長の指示等に従わないとき

区営住宅特定駐車場利用許可車		板橋区住宅政策課
自動車登録番号		
許可年月日		
利用期間		
駐車場所		

区営住宅特定駐車場利用現況届

年 月 日提出

（あて先） 東京都板橋区長

住 宅 名	
使用者住所	板橋区
使用者氏名	
電 話 番 号	

下記のとおり、区営住宅特定駐車場の利用の現況を報告いたします。

記

自動車の所有者名		自動車の使用者名	
身体障がい者等の氏名		障がい等級・程度等	
自動車の種別等	自動車の種別		用途の種別
	車 名		型 式
	自動車登録番号		
自動車の寸法	車 長	cm ・ 車 幅	cm ・ 車 高
		cm	cm

現在使用している特定駐車場の位置

（近隣住棟の配置及び方位並びに号棟番号を表示した図面を記入してください。）

	(記入例)
	<p>The diagram shows a layout of buildings and roads. At the top, there is a north arrow pointing downwards, labeled '北'. Below it, a horizontal line represents a road, labeled '区道' on the right. To the left of this road are two rectangular buildings: the top one is labeled '2号棟' and the bottom one is labeled '1号棟'. A horizontal line between the buildings is labeled '区営住宅通路'. A pink square is drawn on the right side of the '2号棟' building, with the Japanese characters 'ここ' (here) written inside it, indicating the location of the parking space.</p>

区営住宅特定駐車場返還届

年 月 日提出

(あて先) 東京都板橋区長

住 宅 名	
使用者住所	板橋区
使用者氏名	印
電 話 番 号	

下記のとおり、区営住宅特定駐車場を返還いたします。

なお、区営住宅特定駐車場の返還にあたって使用者の責めに帰すべき事由による賠償責任があるときは、貴区の指示に従い、速やかにこれを賠償いたします。

記

返 還 年 月 日	
返 還 理 由	
利 用 許 可 書 番 号	
返還する特定駐車場の位置 (近隣住棟の配置及び方位並びに号棟番号を表示した図面を記入してください。)	